

答 申 第 1 号
令和3年 月 日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市障害者施策推進協議会

会長 大 塚 晃

答 申 書 (案)

令和3年7月12日付け諮問第1号により諮問のあった「国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関すること」について，次のとおり答申する。

記

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大により，障害のある人やその家族の生活に大きな影響を及ぼしている。コロナ禍においても，障害のある人が地域で安心して住み続けられるまちづくりが必要である。

市においては，障害者基本法に規定された「第4次国分寺市障害者計画」，障害者計画を推進するための具体的な取組を定めた「第4次国分寺市障害者計画実施計画」，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定された「第6期国分寺市障害福祉計画」及び児童福祉法に規定された「第2期国分寺市障害児福祉計画」が一体的に策定された。

令和2年度は，計画期間の初年度から本協議会において進行管理を行ってきた「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・

第1期国分寺市障害児福祉計画」の最終年度となるため、平成30年度からの3か年の実績について、総合的に評価する。

本評価を踏まえ、次期計画においても、障害者施策の計画的な推進に取り組まれない。

2 進行管理及び全体評価について

本協議会は、令和3年7月12日付け諮問第1号「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること」を受け、障害者計画に基づく具体的な取組を示した障害者計画実施計画（計画期間：平成30年度～令和2年度。以下「実施計画」という。）に定められた事業並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）に定められたサービス等に係る平成30年度から令和2年度の実績について確認した。

実施計画の実績については、多くが「目標以上に達成した」と評価できるものであり、各重点事業の取組が推進された。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの事業が縮小もしくは中止されたため、次期計画では環境の変化も念頭に置きつつ、事業実施に取り組まれない。

障害福祉計画における成果目標の達成状況については、地域生活支援拠点等が設置され、その機能の充実が図られるなど、多くの取組は着実に推進されたが、児童発達支援センターの設置など取組が遅れている事業もあるため、次期計画では全事業の目標達成に向け、努められたい。

3 障害者計画実施計画重点事業別実績評価について

本節では、進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として実施計画の重点事業の実績について評価を行う。次期実施計画に定める事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 「重点事業1：障害に対する理解や配慮の促進」

ヘルプカード・ヘルプマークの理解促進・普及啓発事業において教育分野と連携して、市内中学生等に普及啓発グッズを配布する等、様々な機会を捉え、各事業で取組の推進が図られている。今後は障害を理由とする差別の解消に向けた取組の更なる推進のため、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、取り組まれない。また、鉄道駅のバリアフリー化が推進されている一方、バリアフリー基本構想が未策定のため、引き続きバリアフリーの推進に努められたい。

(2) 「重点事業2：相談支援体制の充実」

相談支援総合調整会議の設置及び地域福祉コーディネーターの配置により、福祉の総合的な相談窓口の体制整備が強化された。また、障害者地域自立支援協議会においては、個別課題に応じて、作業部会等を設置するなど、事業所間の連携及び地域課題の解決に向けた取組が一層推進された。今後も横断的かつ一体的な相談支援が提供できるよう、更に体制の整備を図られたい。

(3) 「重点事業3：ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」

震災総合防災訓練等、災害時の支援体制は整備が図られてきたが、近年増加している自然災害に対応するため、更なる充実に向けて取り組まれない。医療費助成、生活支援サービス等については、継続的に適正な支給が図られた。今後も年齢や障害状況等に合わせて、必要な支援が受けられるよう、事業の充実を図られたい。

(4) 「重点事業4：障害児発達支援に向けた取組の充実」

コロナ禍においても、感染症対策を図りながら、母子保健や教育などの各

分野の相談支援が継続されている。引き続き支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携により、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を提供する体制の構築に努められたい。統合保育事業については、新たに障害児を受け入れる保育所を増やすため、基幹型保育所システムや保育所等訪問支援を活用しながら、保育所を支える仕組みづくりや保育士の育成等を推進されたい。

(5) 「重点事業5：障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」

障害者就労支援センターによる就労相談や実習先の開拓など、就労支援の充実が図られてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、雇用状況が悪化しているため、引き続き関係機関と連携を図りながら、雇用促進及び就労定着を図られたい。福祉的就労については、地域活性化包括連携協定を活用し、障害者就労施設等の新たな販売機会を提供するなど、充実が図られた。今後も障害者地域自立支援協議会就労支援部会等の関係者会議を活用し、障害のある人の就労支援施策の推進に努められたい。

(6) 「重点事業6：保健・医療・福祉の連携の推進」

障害者地域自立支援協議会や各分野の相談支援事業を通じて関係機関との連携が図られた。障害のある人の地域生活を支えるため、保健、医療、福祉等のサービスを必要な時に適切に受けることができるよう、多分野、多職種連携をより一層強化されたい。

(7) 「重点事業7：サービス人材等の確保」

障害のある方の多種多様なニーズに対応できるよう、各分野において様々な研修及び支援を実施し、人材の育成及びサービスの質の向上が図られた。より質の高いサービスを提供できるよう、関係機関と連携し、人材の確保及

び質の向上に努められたい。

4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について

本節では、障害福祉計画等の進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、成果目標別の実績について評価を行う。次期障害福祉計画等に定める成果目標の達成に向け、事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

地域移行の受け皿となるグループホームの整備が進み、目標は達成されたが、入院を理由とした施設退所の方もいることから、一概に施設入所者が減少したとはいえないため、引き続き施設入所者の状況を把握し、適切な支援を実施することにより、地域生活への移行を推進されたい。

(2) 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場と位置付け、長期入院精神障害者の地域移行推進に向けて活動するワーキンググループを立ち上げるなど協議を進めており、目標は達成されている。今後はこの協議の場を活用し、精神障害のある方が地域で安定した生活を送ることができるよう、体制の整備を図られたい。

(3) 成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」

平成 30 年度に設置した地域生活支援拠点に、市内の相談支援事業所を加えたことで、地域の連携体制の構築が進み、拠点機能の充実が図られた。今後も障害者地域自立支援協議会を活用しながら、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、更なる機能の充実を図られたい。

(4) 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」

障害者就労支援センターや就労移行支援事業所等の取組や連携により、順調に一般就労への移行が進んでいたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、雇用状況が悪化したことで、目標を全て下回っている。今後は急速な社会環境の変化にも対応できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、就労機会の拡大及び就労定着に向けた取組を推進されたい。

(5) 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の新規開設及び医療的ケア児支援の協議の場の設置により、障害児支援の提供体制の整備が図られた。今後は児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を推進するため、児童発達支援センターの設置に向け、検討を進められたい。

5 今後に向けて

以上が実施計画及び障害福祉計画等の平成30年度から令和2年度までの実績に対する本協議会の評価であるが、答申の結語として次のとおり付言する。

次期障害者計画及び障害福祉計画等の推進に当たっては、本答申を踏まえ、障害のある方のニーズ把握に努め、それらを適切に反映するとともに、障害者地域自立支援協議会の活用により、共有された地域の課題について、関係機関との連携を図りながら、課題の解決に向け取り組まれたい。

以 上